

## 部会における行政視察の概要

市長の諮問に応じて補助金・負担金事業の調査審議を進めるにあたり、下記のとおり行政視察を実施する。

- 1 行政視察委員  
部会委員

- 2 行政視察先（候補）

下記の補助金・負担金事業から予算の範囲内において、部会委員と事務局で決定

	事業名	財源	実施団体
1	堺市民芸術祭開催事業	補助金	堺市文化団体連絡協議会
2	美術協会展開催事業	補助金	堺美術協会
3	舞台芸術創造発信事業	補助金	堺シティオペラ
4	与謝野晶子顕彰事業	補助金	与謝野晶子倶楽部
5	堺市文化振興財団事業	補助金	堺市文化振興財団
6	堺市展開催事業	負担金	堺市、堺市文化振興財団
7	阪田三吉名人杯将棋大会開催事業	負担金	堺市、堺市文化振興財団
8	さかいミーツアート	負担金	堺市、堺市文化振興財団
9	アートスタートプログラム	負担金	堺市、堺市文化振興財団

- 3 視察期間

令和2年1月から令和2年5月まで

- 4 調査事項

補助金・負担金の目的や必要性、効果等

- 5 報酬

日額10,200円（移動日を除く）

- 6 旅費

堺市の基準に基づき支給

- 7 行政視察結果

視察結果は、行政視察委員が報告書として取りまとめることとする。その内容については、堺市文化芸術審議会へ報告することとする。